

# 東京都美術館利用料金要綱

平成14年4月1日  
理事長決定

## (趣 旨)

第1 この要綱は、東京都美術館（以下「館」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の額、後納、減額、免除及び還付の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第2 この要綱に規定する利用料金は、東京都美術館条例第4条別表に規定する館の施設及び附帯設備の利用料金をいう。

## (料金の額)

第3 利用料金は、別表「東京都美術館利用料金表」のとおりとする。

## (後納の事由)

第4 利用料金を後納できる場合は、次の場合をいう。

- (1) 官公署等が、その会計制度上前渡金で処理できないとき
- (2) その他、正当な理由により館長が特に必要と認めるとき。

## (減免の事由)

第5 利用料金については、次の事由に該当する場合に減免することができる。

- (1) 若手芸術家として知事が別に定める芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等を使用するとき。 免除
- (2) 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設を使用するとき。ただし、附帯設備については減額の対象としない。 50%減額
- (3) 官公署が施設を使用するとき。ただし、附帯設備については減額の対象としない。 25%減額
- (4) 公益財団法人東京都歴史文化財団が主催又は共催する事業に施設を使用する場合で、館の振興のために特に必要があると認められるとき。ただし、附帯設備については減額の対象としない。 50%減額
- (5) 展示室又はギャラリー使用期間中、展示に関する事業のため、講堂を使用するとき。ただし、附帯設備については減額の対象としない。 25%減額
- (6) 上記のほか、次の事由に該当し、館長が特に必要と認めるとき。
  - ①後援、協賛等の名義の使用を承認するなど館の振興に寄与することが明確であるとき。 減額
  - ②その他、実施事業が館の運営方針と合致し、特段の配慮が必要であると認めるとき。 減額又は免除

## (還付の事由)

第6 利用料金を還付できる場合は以下の場合をいう。

- (1) 条例第9条第3号から第5号の規定により、使用の承認を取り消されたとき。
- (2) その他、正当な理由により館長が特に必要と認めるとき。

## (申 請)

第7 利用料金の後納、減免、還付の取扱いを受けようとする者から以下に定める申請書を徴する。

- (1) 第4の規定により施設等使用料の後納を申請する者

- 施設利用料後納申請書兼承認書（別記第1号様式の1）  
附帯設備利用料後納申請書兼承認書（別記第1号様式の2）
- (2) 第5の規定により施設等使用料の減額及び免除を受けようとする者  
施設利用料減免申請書兼承認書（別記第2号様式の1）  
附帯設備利用料減免申請書兼承認書（別記第2号様式の2）
- (3) 第6の規定により施設等使用料の還付を受けようとする者  
施設利用料還付申請書兼承認書（別記第3号様式の1）  
附帯設備利用料還付申請書兼承認書（別記第3号様式の2）
- (4) 申請者は、(3)の場合を除き、原則として施設の使用申請書の提出のときに(1)と(2)に定める申請書を提出するものとする。

(承認)

第8 利用料金の後納、減免、還付を承認したときは、館長は以下に定める承認書を交付するものとする。

- (1) 第4の規定により施設等使用料の後納を承認したとき。  
施設利用料後納申請書兼承認書（別記第1号様式の1）  
附帯設備利用料後納申請書兼承認書（別記第1号様式の2）
- (2) 第5の規定により施設等使用料の減額及び免除を承認したとき。  
施設利用料減免申請書兼承認書（別記第2号様式の1）  
附帯設備利用料減免申請書兼承認書（別記第2号様式の2）
- (3) 第6の規定により施設等使用料の還付を承認したとき。  
施設利用料還付申請書兼承認書（別記第3号様式の1）  
附帯設備利用料還付申請書兼承認書（別記第3号様式の2）

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5(5)及び別表の規定は、同年4月4日までは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。ただし、改正前の東京都美術館利用料金要綱の別記様式による用紙（令和元年12月31日以前に提出されたものに限る。）については、承認書の交付に当たり、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1号様式の1（第4関係）施設利用料後納申請書兼承認書

- 第1号様式の2（第4関係） 附帯設備利用料後納申請書兼承認書
- 第2号様式の1（第5関係） 施設利用料減免申請書兼承認書
- 第2号様式の2（第5関係） 附帯設備利用料減免申請書兼承認書
- 第3号様式の1（第6関係） 施設利用料還付申請書兼承認書
- 第3号様式の2（第6関係） 附帯設備利用料還付申請書兼承認書

別表

東京都美術館利用料金表

## 東京都美術館利用料金表

### 展示室等

		区分	単位	金額	
展示室	公募展示室	全展示室	全室1日	684,000円	
		地階第一展示室	各室1室1日	57,000円	
		地階第二展示室			
		地階第三展示室			
		地階第四展示室			
		一階第一展示室			
		一階第二展示室			
		一階第三展示室			
		一階第四展示室			
		二階第一展示室			
		二階第二展示室			
		二階第三展示室			
		二階第四展示室			
		企画展示室			全室1日
ギャラリー	全ギャラリー	全室1日	64,000円		
	ギャラリーA	各室1室1日	22,300円		
	ギャラリーB		16,300円		
	ギャラリーC		25,400円		
搬入出作業室	全作業室	全室1日	90,700円		
	第一作業室A	各室1室1日	10,000円		
	第一作業室B		8,300円		
	第二作業室A		14,300円		
	第二作業室B		8,300円		
	第三作業室A		12,300円		
	第三作業室B		8,300円		
	第四作業室A		12,300円		
第四作業室B	16,900円				
作品審査室	全審査室	全室1日	49,700円		
	第一審査室	各室1室1日	7,100円		
	第二審査室A				
	第二審査室B				
	第三審査室A				
	第三審査室B				
	第四審査室A				
第四審査室B					
搬入出倉庫	全倉庫	全室1日	7,300円		
	第一倉庫	各室1室1日	2,900円		
	第二倉庫		1,500円		
	第三倉庫		2,900円		
作品収納室	全収納室	全室1日	30,600円		
	地階収納室A	各室1室1日	3,400円		
	地階収納室C				
	一階収納室A				
	一階収納室C				
	二階収納室A				
	二階収納室C				
	地階収納室B1			各室1室1日	1,700円
	地階収納室B2				
	一階収納室B1				
	一階収納室B2				
二階収納室B1					
二階収納室B2					

### 展示室等

		区分	単位	金額
展示室	観覧会事務室	全事務室	全室1日	28,800円
		第一事務室	各室1室1日	2,400円
		第二事務室		
		第三事務室		
		第四事務室		
		第五事務室		
		第六事務室		
		第七事務室		
		第八事務室		
		第九事務室		
		第十事務室		
		第十一事務室		
第十二事務室				
ギャラリー	事務室	全事務室	全室1日	6,200円
		ギャラリーA	各室1室1日	2,000円
		ギャラリーB		2,600円
		ギャラリーC		1,600円

### 講堂・スタジオ等

		区分	単位	金額
講堂		1室	全日	24,300円
			午前	12,200円
			午後	12,200円
スタジオ	スタジオ1	各室1室	全日	7,200円
			午前	3,600円
			午後	3,600円
	スタジオ2		全日	6,900円
			午前	3,500円
			午後	3,500円
	スタジオ3		全日	2,500円
			午前	1,300円
			午後	1,300円
ロビー・エントランス		1m <sup>2</sup>		75円

### 付帯設備

		区分	単位	金額		
展示設備		陳列ケース	各設備1台1日	800円		
		審査台				
		フォークリフト			1台1時間	1,600円
映写機		プロジェクター	1台	全日	1,600円	
				午前	800円	
				午後	800円	
音響設備		マイクセット	1組	全日	1,600円	
					午前	800円
					午後	800円
持ち込み機材 使用電気料			1KW/h	40円		